

令和元年 第 7 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 7 月 31 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第18号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2件
議第19号	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について	2件
報第12号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 一 浩	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 一 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	欠席
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	欠席

17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和元年第7回農業委員会総会を開会する。

本日は14番宮嶋豊城委員、16番東一二美委員、18番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので16名中13名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、1番 宮嶋由郎 委員、2番 林則武 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第18号について事務局から説明を願う。

事務局 2件

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■、外1名。譲受人、■■■■市■■町■■■丁目■■番地、■■■■■■■。土地は多治見市宝町10丁目■■番、田、396㎡。譲受人の世帯員が隣接する農地を耕作しており、一体利用が可能となる。なお、譲受人の自作面積のうち1,069㎡は水及び労力不足により休耕中。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■■丁目■■番地の■■、■■■■■。土地は多治見市笠原町久後田■■■■番■■、畑、141㎡、同■■■■番■■、畑、1,028㎡。譲渡人から譲受人への死因贈与による。譲受人は耕作経験がないが、耕作意欲はある。

議長 それでは議第18号について、地元委員から意見があれば発言願う。

8番 整理番号1について、この農地はもともと譲受人が借りていた農地であったのを自己所有とするため、特に問題はない。

12番 整理番号2について、譲渡人の夫と一人息子がお亡くなりになっている。現況は耕作放棄地のようにになっている。大型の機械が入らない、従事者がいないとのことで困難かもしれないが、農業をされることに問題はありません。

議長 耕作意欲があるとのことだが、経験値がないため今後は未知数である。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第18号について採決を行う。

議第18号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第18号は承認することに決定する。

次に 議第19号「農地法第5条第1項の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について」を上程する。議第19号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■。譲受人、多治見市東山町1丁目1番地の2、株式会社平中サービス、土地は大藪町八反田■■■番■、畑、976㎡。転用目的はトラック置場。平成30年第12回総会に農振除外申請にて上程、許可を受けた農地。

議長 申請番号1について、地元委員から意見があれば発言願う。

2番 農振除外申請時に確認済の地番のため、問題ない。

議長 申請番号2については、農業委員会等に関する法律施行規則第31条により議事に参与することができないため、1番宮嶋由郎委員は一時退室を願う。

(1番 宮嶋由郎委員 退室)

議長 改めて申請番号2について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。土地は大針町屋作■■■番■、48 m²、同町上畑■■■番、228 m²、同■■■番■、185 m²、同■■■番■、119 m²、同■■■番、353 m²、5 筆の登記地目は田及び畑で、現況はいずれも山林原野。転用目的は植林。

議長 申請番号 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

2 番 かつては農地であった形跡はあるが、現在は樹木で生い茂っているため、登記としても現況に沿った形となる。転用することに支障はない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 19 号について採決を行う。

議第 19 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 19 号は承認することに決定する。

(1 番 宮嶋由郎委員 入室)

次に、報告に入る。報第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を上程する。報第 12 号について説明願う。

事務局 5 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■■番地、■■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番地の 11、一建設株式会社。土地は平井町 4 丁目■■■番、畑、386 m²。転用目的は 2 棟の建築住宅敷地。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■区■■■■■■丁目■■■番地、■■■■■、外 2 名。譲受人、■■■市■■町■■丁目■■番地の■、■■■。土地は池田町 5 丁目■■■番、田、505 m²。転用目的は物流倉庫。事業計画の変更があったため、来月の総会において 4 条及び 5 条申請の報告を行う。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■■番地、■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番地の 11、一建設株

[illegible]

議長 報第 12 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

8 番 申請番号 3 についても、乗入の道路幅が狭いことと、側溝がないが排水はどのようなになるか。

8番 赤道が市道認定されていることは知らなかった。ただ、乗入幅としては狭いのでは。浸透枳とはどのようなものか。

(開発指導課担当者入室)

5

8 番 現実問題として、農業委員が確認するときは既に工事が始まっていることが多く、それから意見を言っても何ともならない。

担当者 施行における基準を満たしていれば、却下する理由がないため、許可を出すことになる。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 12 号の報告を終了する。

(開発指導課担当者退室)

13 番 遊休農地の推移について議会答弁があり、平成 26 年度が 9.68ha、28 年度が 9.8ha でほとんど同じであったが、30 年度は 20.8ha と 5 年前の倍以上である。この間の推移について説明いただきたい。

事務局 次回総会で報告する。

(発言なし)

議長 本日の議案は以上をもって終了する。
その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 農地パトロールの件。毎年委員の皆様には地区を分割して農地の現況をチェックしていただくが、暑い時期のため、なるべく気温の低い時間帯を選んで調査を行っていただきたい。今年は、山林判定した農地や転用した農地は除かれる一方で、事前に別途行っている水田調査が今年度から該当農地が減ったため、その分農地パトロールに加わっている。今回は一部事務局も調査する区域を設定した。9 月 20 日までに報告を願う。

事務局 次回は 8 月 28 日水曜日の午後 2 時 00 分から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。
以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 7 月 31 日

議事録署名

1 番

2 番

議長